

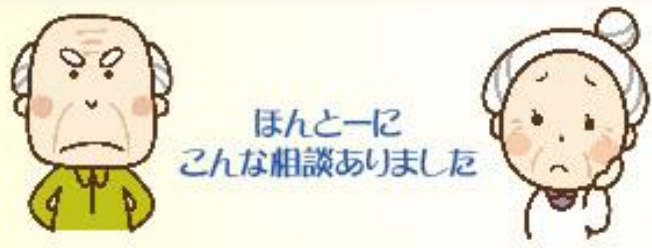
東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.54

発行：東濃西部広域行政事務組合

ネット広告

インターネット上には、たくさんの広告が表示されます。ネット広告は、従来のテレビや新聞とは違い、ネット閲覧者の属性、サイト閲覧履歴などから興味や関心、地域性などを解析され、閲覧者の好みにあった商品の広告を表示させることが可能です。消費者にとって、自分の好みに合った商品の広告や行動範囲にある店舗の情報が表示されることは、便利なことです。また、事業者にとっても、興味のある人に広告を打ち出せることにより、広告効果が高まるという良さがあります。消費者は、ネットで自分がみている広告が自分の情報をもとに表示されていることを知った上で、内容を判断しましょう。広告の内容を鵜呑みにするのではなく広告はいくまでも購入のきっかけと考え、慎重に吟味することが必要です。



スマートフォンに「情報コンテンツの利用料金の未納分があります。本日連絡がない場合、法的手段に移ります。」とSMSメールがきた。送り主はDMM相談窓口。連絡先の電話番号が書いてある。利用した覚えがない。

実在する事業者「株式会社DMM.com」の名前をかたり、身に覚えのないコンテンツ利用料金を請求する架空請求です。H29年2月28日に2回目の注意喚起が消費者庁から発表されました。現在、3市において、同じ内容の相談が多数寄せられています。絶対に相手に連絡をしないでください。不安な方はご相談ください。

3月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

| | | |
|--------|-------------|-----|
| 店舗購入 | ■■■■■■■■■■■ | 19件 |
| 訪問販売 | ■■■■■■■ | 9件 |
| 訪問購入 | 0 | 0件 |
| 通信販売 | ■■■■■■■■■■■ | 45件 |
| 連鎖販売 | ■■■■■ | 6件 |
| 電話勧誘 | ■■■■ | 13件 |
| 送り付け商法 | 0 | 0件 |
| 無店舗販売 | 0 | 0件 |
| 不明・無関係 | ■■■■■ | 7件 |

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。時間/10:00~16:00 相談料/無料 相談/原則予約制 予約/相談を受けたい窓口 ※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22-1111
 火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68-9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54-1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業